

大治町における福祉有償運送の基準要件

項 目	基準要件
1	<p>運送主体</p> <p>NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会</p>
2	<p>運送対象</p> <p>運送の対象となる旅客は、会員として登録された次のいずれかに掲げる者およびその付添い人とする。</p> <p>①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者（身体障害者手帳所持者）</p> <p>②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者</p> <p>③障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者</p> <p>④介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者</p> <p>⑤介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者</p> <p>⑥介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者（基本チェックリスト該当者）</p> <p>⑦その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害（発達障害、学習障害等）を有する者</p> <p>※①、④以外については、運送の対象とすることが適当であることについて運営協議会で確認されることが必要です。</p>
3	<p>運送の区域</p> <p>運送の発地または着地のいずれかが大治町内にあること。</p>
4	<p>使用車両</p> <p>寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車、セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く）のうちいずれか。</p> <p>※いずれも乗車定員11人未満の自動車であること。</p> <p>※使用車両の権原は運営主体が有し、運転者等から提供される場合は運営主体と当該車両の使用に関する契約（使用承諾）について、書面をもって締結されたものであること。</p> <p>※自動車の両側面に、運送者の名称・「有償運送車両」の文字・登録番号を記載した標章を見やすいように表示すること。</p>
5	<p>運転者</p> <p>第二種運転免許所持者（その効力が停止されていないこと）または第一種運転免許所持者で次に掲げる要件を満たしている者。</p> <p>①過去2年以内において運転免許停止処分を受けていないこと。</p> <p>②国土交通大臣が認定する講習を修了していること。</p> <p>③セダン車運転者については、介護福祉士の登録を受けている、または、国土交通大臣が認定する講習を修了していること。</p>
6	<p>損害賠償措置</p> <p>運送に使用する全ての車両について、対人無制限および対物無制限の任意保険（搭乗者障害を対象に含むものに限る。）に加入していること。</p>

7	運送の対価	運送の対価は大治町地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1 / 2の範囲内であること。
8	管理運営体制	運営主体は、運行管理、運転者に対する監督や指導、事故発生時の対応、苦情処理の対応その他安全確保および旅客の利便の確保等に関する体制を整備すること。
9	運行管理責任者	運営主体は、運行管理の責任者を置くものとし、5台以上の自動車を管理する事務所にあっては、道路運送法施行規則第51条の17に定められた条件を満たす運行管理の責任者を置くこと。
10	整備管理	運営主体は、自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行うこと。